

# 経済要録

## 国内

### ◆手形オペにおける1/100%刻みの対象期間拡大について

日本銀行は、11月16日以降オファーする手形オペについて、市場取引慣行の変化を踏まえ、従来の取引期間1か月以上のものに加えて、1か月未満のものも1/32%刻みから1/100%刻みに切り替えた。

### ◆都銀上位行の証券子会社開業

11月24日、都市銀行上位6行の証券子会社が一斉に開業した。同子会社は昨年4月1日に施行された「金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律」に基づいて設立されたもの。銀行の証券子会社は、都銀上位行の証券子会社に先立ち、昨年7月以降、長期信用銀行系2社、農林中金系1社、信託銀行系3社、および都市銀行中位行系1社が既に開業している。

### ◆税制改革関連4法の成立について

税制改革関連4法案は、11月25日、参院本会議で可決され成立した。税制改革関連法は、①「所得税法及び消費税法の一部を改正する法律の施行等による租税収入の減少を補うための平成6年度から平成8年度までの公債の発行の特例等に関する法律」、②「所得税の制度減税と平成9年4月からの消費税率引き上げを盛り込んだ「所得税法及び消費税法の一部を改正する法律」、③「平成7年分所得税の特別減税のための臨時措

置法」、④「地方消費税の創設を盛り込んだ「地方税法等の一部を改正する法律」の4法から成り、所得税・住民税では、今年度と同規模の減税が、平成7年から恒久的な制度減税と特別減税を組み合わせた「二階建て方式」で実施される。主な内容は以下のとおり。

#### 1. 特例国債発行関係

平成6年度から8年度までの各年度において、所得税の制度減税および特別減税等による租税収入の減少を補うため、予算をもって国会の議決を経た範囲内で、公債（減税特例公債）を発行。

#### 2. 所得税法の一部改正関係

##### (1) 税率構造

税率	適用課税所得	
	改正前	改正後
10%	300万円以下	330万円以下
20%	600万円以下	900万円以下
30%	1,000万円以下	1,800万円以下
40%	2,000万円以下	3,000万円以下
50%	2,000万円超	3,000万円超

##### (2) 控除等

基礎控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額および扶養控除額をそれぞれ3万円引き上げ。また、配偶者控除または扶養控除の対象となる配偶者または扶養親族の所得要件上限を38万円に3万円引き上げ。

(3) 給与所得控除適用対象の給与収入の範囲

控除率	改正前	改正後
40%	165万円まで	180万円まで
30%	330万円まで	360万円まで
20%	600万円まで	660万円まで

(4) 年末調整の対象となる給与収入の限度額および確定申告を要しない給与収入の限度額を2,000万円(改正前1,500万円)に引き上げ。

(5) 以上の措置を平成7年分所得税から実施。

3. 消費税法の一部改正関係

(1) 税率

平成9年4月1日より4%(改正前3%)。

(2) 中小企業向け特例の縮小・廃止

簡易課税制度が適用される基準期間における課税売上高の上限引き下げ(改正前4億円→改正後2億円)、限界控除制度の廃止、等。

4. 特別減税関係

当面の景気に配慮して、平成7年分の所得税について、制度減税後の税額から15%相当額(上限5万円)を控除する特別減税を実施。

5. 地方税法の一部改正関係

(1) 所得割の税率適用区分

(道府県民税と市町村民税の合算)

税率	適用課税所得	
	改正前	改正後
5%	160万円以下	200万円以下
10%	550万円以下	700万円以下
15%	550万円超	700万円超

(2) 控除等

基礎控除額、配偶者控除額、扶養控除額および配偶者特別控除額をそれぞれ2万円引き上げ。配偶者控除または扶養控除の適用対象となる配偶者または扶養親族の所得要件上限を平成8年度から38万円に3万円引き上げ。

(3) 地方消費税

平成9年4月1日より地方消費税を道府県民税として創設し、税率を消費税額の100分の25(実質負担率1%相当)とする、等。

◆現行金利一覧 (6年12月15日現在) (単位 年%)

	金利	実施時期	( ) 内 前回水準
公定歩合			
・ 商業手形割引歩合ならびに国債、 特に指定する債券または商業 手形に準ずる手形を担保とす る貸付利子歩合	1.75	5. 9. 21	(2.5)
・ その他のものを担保とする 貸付利子歩合	2.0	5. 9. 21	(2.75)
短期プライムレート	3.0	5. 12. 9	(3.375)
長期プライムレート	4.9	6. 9. 14	(4.7)
政府系金融機関の貸付基準金利			
・ 日本開発銀行	4.9	6. 9. 14	(4.7)
・ 中小企業金融公庫、国民金融公庫	4.9	6. 9. 14	(4.7)
・ 住宅金融公庫	4.15	6. 9. 13	(3.9)
資金運用部預託金利 (期間3年~5年)	4.65	6. 11. 16	(4.40)
(期間5年~7年)	4.75	6. 11. 16	(4.45)
(期間7年以上)	4.75	6. 11. 16	(4.5)

(注) 市中貸出金利の実施日は金利変更を最初に行った銀行のもの。ただし、短期プライムレートについては、都銀の中で最も多くの銀行が採用したレート (実施時期は同採用レートが最多となった時点)。

◆公社債発行条件 (6年12月15日現在)

		発行条件	改定前発行条件
国債 (10年)		<12月債>	<11月債>
	応募者利回り(%)	<u>4.550</u>	4.676
	表面利率(%)	<u>4.6</u>	4.7
	発行価格(円)	<u>100.34</u>	100.16
割引国債 (5年)		<11月債>	<9月債>
	応募者利回り(%)	4.176	4.176
	同税引後(%)	3.345	3.345
	発行価格(円)	81.50	81.50
政府短期証券 (60日)		(9月24日発行分~)	(2月15日発行分~)
	応募者利回り(%)	1.629	2.384
	割引率(%)	1.625	2.375
	発行価格(円)	99.7329	99.6096
政府保証債 (10年)		<12月債>	<11月債>
	応募者利回り(%)	<u>4.673</u>	4.773
	表面利率(%)	<u>4.6</u>	4.7
	発行価格(円)	99.50	99.50
公募地方債 (10年)		<12月債>	<11月債>
	応募者利回り(%)	<u>4.688</u>	4.788
	表面利率(%)	<u>4.6</u>	4.7
	発行価格(円)	99.90	99.90
利付金融債 (3年物)		<12月債>	<11月債>
	応募者利回り(%)	3.600	3.600
	表面利率(%)	3.6	3.6
	発行価格(円)	100.00	100.00
利付金融債 (5年物)		<12月債>	<11月債>
	応募者利回り(%)	4.000	4.000
	表面利率(%)	4.0	4.0
	発行価格(円)	100.00	100.00
割引金融債		<12月後半債>	<12月前半債>
	応募者利回り(%)	<u>2.301</u>	2.259
	同税引後(%)	<u>1.884</u>	1.853
	割引率(%)	<u>2.24</u>	2.20
	発行価格(円)	<u>97.75</u>	97.79

(注) 1. アンダーラインは今回改定箇所。  
2. 利付金融債については募集債の計数。

## 海外

### ◆米国連邦公開市場委員会(FOMC)、11月15日開催の同委員会議事録を公開

米国連邦公開市場委員会は、12月22日、11月15日開催の同委員会議事録を公開した。その主な内容は以下のとおり。

米国の景気は、顕著な拡大を続けている。すなわち、消費支出は堅調を維持し、設備投資も力強い増勢を持続しているほか、住宅投資は年初来のモーゲージ金利の上昇にもかかわらず好調を続けている。また、在庫投資も好調な最終販売動向を反映して春以降活発化している。こうした中、生産と雇用は一段と拡大している。この間、労働需給のタイト化から賃金上昇が加速する気配も窺われるが、雇用コストの上昇はなお緩やかなものにとどまっている。また、物価についても、原材料価格が引き続き急速に上昇しているものの、全体としての消費者物価上昇率に加速の兆しは窺われない。

10月のマネーサプライの動向をみると、 $M_2$ は、流動性の高いコンポーネントが年初来の機会費用上昇を受けて伸び悩んだため、引き続き伸びを低下させた。一方、 $M_3$ は、貸出が急増したことに対応するため、銀行が大口定期の発行を引き続き大幅に増加させたことから、緩やかなテンポで拡大した。

景気については、現状、総需要の拡大がより持続可能なペースまで鈍化する兆候はみられない。もっとも、これまで採られてきた金融引き締め政策がラグを伴いつつ金利感応的な部門に

効いてくるに従い景気が幾分鈍化してくる、という予測はなお妥当なものともみている。また、物価については、目下のところ、最終財価格、サービス価格あるいは賃金の上昇率に加速の動きはみられないものの、労働等生産資源の利用度が既に完全雇用水準に達している状況下、需要の根強さや製造コストの上昇、さらには輸入物価上昇の影響がいよいよ表面化し、インフレが加速することが懸念される。こうした状況下、全メンバーが、顕現しつつあるインフレの兆候に鑑みて、現在の金融引き締めスタンスは不十分であるとの見方で一致した。

先行きの金融政策については、有り得べき公定歩合の0.75%の引き上げ(注)を勧案し、金融調節姿勢を顕著に引き締めること、また、先行きの政策変更の余地については中立とすることを全員一致で合意した。

(注)米国連邦準備制度理事会は、11月15日、公定歩合の引き上げ(4.0%→4.75%)を決定、即日実施した(『日本銀行月報』平成6年12月号「経済要録」参照)。

### ◆ブンデスバンク、95年のマネーサプライ( $M_3$ )目標値を+4.0~+6.0%に設定

ブンデスバンクは、94年12月22日の理事会において、95年のマネーサプライ( $M_3$ )目標値(95年第4四半期平残前年比)を、94年と同じく+4.0~+6.0%とする旨決定、発表した。

今回の決定に関し、ブンデスバンクは、以下のようなコメントを発表。

近年のマネーサプライ (M<sub>3</sub>) の目標値と実績

(単位 平残前年第4四半期対比年率 %)

	1991年	92年	93年	94年	95年
目標値	4~6 修正↓ 3~5	3.5~5.5	4.5~6.5	4.0~6.0	4.0~6.0
実績	5.2	9.4	7.5	6.0 (11月)	

(1) マネーサプライ (M<sub>3</sub>) は、本年初に特殊要因 (注) から著伸するなどイレギュラーな動きもみられたが、ブンデスバンクでは引き続き、金融政策の方向付けを行ううえでの中心的な指標と位置付けている (最終的には、94年のマネーサプライ目標値<+4.0~+6.0%>はほぼ達成される見通し)。

(注) 外国投資信託に対する利子源泉課税導入 (94年1月) に伴う海外からの一時的な資金流入増など。

(2) 95年中の金融政策運営については、物価上昇率を一層低下させるとともに、持続的経済成長のために必要な金融面での前提条件を維持し続けるよう運営する。このためブンデスバンクは、94年第4四半期から95年第4四半期までのM<sub>3</sub>については+4~6%の増加とすることが適切であると考える。

(3) 95年の目標値 (+4.0~+6.0%) は、①全ドイツの潜在成長率=約2.75% (前年=約2.5%)、②中期的目標インフレ率=2% (前年と不変)、③調整要因 (通貨流通速度の変化等) = 1% (前年と不変) などを考慮したものである。

(4) マネーサプライ動向の分析のために、

今後、M<sub>3</sub>に加え、国内非金融機関により保有されているMMF (マネーマーケット・ファンド) (注) 販売額を含んだ「拡大M<sub>3</sub>」についても観察していく予定である。

(注) 本年8月から販売が認可された短期投信で、残存期間12か月以内の債券、銀行預金 (インターバンク預金)、債務証券貸付債権等が投資対象。

## ◆フランス銀行、95年の金融政策運営方針等を発表

フランス銀行は、12月15日、以下の内容を骨子とする95年の金融政策運営方針および政府・産業界に対する「メッセージ」を発表した。

### 1. 95年の金融政策運営方針

(1) 金融政策の最終目標は物価安定を維持することにあり、95年の物価上昇率は2%以内 (中期目標と一致) でなければならない。

(2) 上記目標を達成するために、2つの中間目標を設定する。

①通貨の対外価値の安定を図ること。

②中期的なマネーサプライ (M<sub>3</sub>) 増加率を5%近傍に近づけること (この目標値は、物価上昇率2%以内、実質GDP成長率2.5%~3%程度と整合的なレベル)。

- (3) 国内総負債残高を引き続き重要な指標として取り扱うほか、長期金利、国際収支動向も注視していく。

## 2. 政府・産業界等に対するメッセージ

- (1) 財政赤字の削減（政府に対するメッセージ）

政府は、マーストリヒト条約にしたがって、財政赤字対GDP比を95年には4.2%、96年には3%以内に抑制しなければならない。景気回復に伴う歳入増や歳出削減措置によって財政赤字が十分削減されなければ、歳入面で新たな措置を採るべきである。

- (2) 穏当な賃金上昇（労使双方に対するメッセージ）

物価の安定を達成するためには、賃金上昇率もまた物価上昇率2%以内という目標と整合的でなければならない。

- (3) 経済成長率の中期目標と整合的な企業経営（経営者等に対するメッセージ）

フランス銀行は成長率の中期目標を3%に設定した。企業経営者は、この成長率と整合的な経営判断（投資）を行って欲しい。そうした努力は、インフレのない、持続的で、かつ雇用機会の増大を伴う経済成長の達成に資することとなる。

- (4) 構造改革の推進（各分野のリーダーに対するメッセージ）

教育、職業訓練、社会保障、労働市場といった分野で特に雇用創出に向けた構造改革を実行しなければならない。

## ◆英国政府、95年度予算案および経済見通しを発表

英国のクラーク蔵相は、11月29日、「予算演説」を行い、95年度（95年4月～96年3月）予算案およびその前提となる経済見通しを発表した。概要は以下のとおり。

### 1. 経済見通し

英国経済の現状をみると、個人消費がやや減速する一方、輸出が好調を持続、また設備投資も回復しつつありバランスのとれた景気拡大過程にある。95年は、実質GDP成長率がややスローダウン（94年見込み4.0%→95年見通し3.25%）する中で、コア・インフレ率（住宅ローン金利を除いた小売物価の上昇率）は引き続き安定的に推移（94年見込み2.0%→95年見通し2.5%）。また、経常収支についても輸出の好調に支えられ改善が続く見込み（94年見込み△40億ポンド→95年見通し△35億ポンド）。

### 2. 金融政策

低インフレ率の下での景気拡大を持続的なものとするため、金融政策を政府のインフレ目標（コア・インフレ率を、今国会会期中<97年4月まで>は前年比1～4%に、会期終了時には2.5%以下に抑制）の達成に割り当てることを改めて確認。マネーサプライに関するモニタリング・レンジも引き続き維持（前年比増加率： $M_0 = +0 \sim 4\%$ 、 $M_4 = +3 \sim 9\%$ ）。

### 3. 財政政策

95年度予算案については、歳入面で94年度予算案等で既に決定されていた増税措置の多

くを予定通り実施するほか、歳出面でも引き続き社会保障支出等の削減を推進。この結果、95年度の財政赤字は大幅に縮小（94年度見込み345億ポンド→95年度予算215億ポンド）。同時に、財政健全化への道筋を確実なものとするとともに、英国経済の競争力強化のための構造的改革を行い、それによって現在の低インフレ下での順調な景気拡大を中長期的に持続可能なものとするのが最重要課題。

(1) 歳出面

以下の施策により引き続き支出削減を図る方針。

- ①補助金の不正受給防止、失業者に対する住宅ローン金利支払い補助金削減等による社会保障支出の抑制。
- ②防衛費削減の継続（前年比 94年度見込み△3.4%→95年度見通し△3.1%）。

③公務員給与を3年連続で実質凍結。

(2) 歳入面

所得税に関する各種控除や最低税率適用世帯の拡大により、減税期待に一定の配慮を示す一方、94年度予算案等で既に決定されていた増税措置の多くを予定通り実施し、増収を図る方針。主な増収項目は以下のとおり(注)。

- ①ガソリン税増税（1リットル当たり+2.5ペンス）
- ②たばこ税増税（20本当たり+10ペンス）
- ③既婚者に対する税額控除率の削減（現在25%→15%）
- ④住宅ローン金利に対する税額控除率の削減（現在25%→15%）

(注) なお、当初予算案には電気・ガス等に対する付加価値税（VAT）引き上げ（現在8%→17.5%）が盛り込まれていたが、下院で否決。

政府経済見通し

(単位 前年比 %、<>内は水準 億ポンド)

	1993年実績	94年見通し		95年見通し	
			前回		前回
実質 GDP	2.0	4.0	2.75	3.25	2.75
個人消費	2.6	2.5	3.0	2.5	3.0
政府消費	0.6	1.25	1.5	0.25	0.5
総固定資本形成	0.3	3.75	4.0	5.75	4.0
輸出等	3.0	8.25	6.0	7.0	5.5
輸入等	2.9	4.75	5.75	5.25	5.25
製造業生産	1.4	4.25	3.0	4.25	3.25
経常収支	<△103>	<△40>	<△95>	<△35>	<△95>
小売物価(4Q)	2.7	2.0	2.5	2.5	2.75
財政収支(年度)	<△460>	<△345>	<△360>	<△215>	<△280>
対 GDP 比	7.25	5.0	5.25	3.0	4.0

(注) 1. 見通しは、0.25%または5億ポンド刻みの概数。  
 2. 前回見通しは、94年6月の夏季政府経済見通しにおける計数。  
 3. 小売物価は物価コンポーネントからモーゲージ金利を除いたベース。

### (3) 競争力強化に向けた施策

- ①雇用促進（雇用者による雇用保険負担の軽減等）
- ②中小企業育成（投資に対する軽減税率適用、付加価値税スキームの簡素化等）
- ③輸出業者支援措置（輸出信用カバレッジ引き上げ等）
- ④設備投資促進（民間金融の活用）
- ⑤貯蓄の奨励

## ◆イングランド銀行、最低貸出金利を0.5%引き上げ

イングランド銀行は、12月7日、最低貸出金利を0.5%引き上げて6.25%とする旨発表（即日実施）。イングランド銀行による金利引き上げは、9月12日以来約3か月ぶり。これを受けて、ロンドン手形交換所加盟大手銀行は、ベースレート（基準貸出金利）を0.5%引き上げ（5.75%→6.25%）、即日実施した。

本決定の背景として蔵相は、「景気拡大テンポが強まる中でここ数か月間に引き続きインフレ圧力の存在を示す指標が出ていることに対応したもの」としている。

## ◆英国、国債レポ市場の創設計画を発表

英国クラーク蔵相は、11月29日の予算演説の中で、イングランド銀行（BOE）が英国国債のオープンなレポ市場創設を検討中であることを発表。

現在英国には、参加者をマーケットメーカー等に限定した国債貸借市場が存在するが、BOEは、参加者が限定されない、国際整合性のあるレポ市場を新たに創設する計画であるとして、対市中協議ペーパーを发出（市中からのコメント

期限は95年1月末）。

BOEでは対市中協議ペーパーにおいて、新たな市場創設が必要である理由として、「英国国債レポ市場創設により、海外投資家を中心に英国国債への投資が増大することが期待される」などの点を指摘。

また、BOEでは今後、関係者の協力を得て、新たな国債レポ取引のための約定雛型や参加者の行動遵則の策定をはじめ、決済システムや税制面での対応等を調整していく予定。

なお、これを受け英国の内国歳入庁では、レポ市場創設に伴う国債利子課税方法変更の要否に関する対市中協議ペーパーを发出（市中からのコメント期限は95年1月末）。

## ◆スイス国民銀行、95年の金融政策運営方針を発表

スイス国民銀行（SNB）は、12月16日、新たな中央銀行通貨量<sup>(注)</sup>の中期目標値（94年末～99年末、平均年率+1%）を発表するとともに、95年の金融政策運営方針を明らかにした。対外発表文の要旨は以下のとおり。

(注) 中央銀行通貨量とは、流通現金と金融機関の中央銀行預け金の合計。

- (1) 中期的マネーサプライ目標政策は、スイスにおける物価安定の回復を可能とした。年平均+1%の季節調整済中央銀行通貨量の増加率は、引き続きスイスにおける安定的物価水準を保証するものである。
- (2) SNB理事会は、95年についても慎重な金融政策運営を継続する方針である。そうした金融政策運営により、景気拡大局面における物価安定を確保するとともに、十分な経済成長を可能とすることを志向していく。

(3) 95年中の中央銀行通貨量については、中期目標値を上回る伸び(94年第4四半期から95年第4四半期までの1年間で+2%)を見込んでいる。これは、景気の拡大および年初導入予定の消費税の影響に配慮したものである。SNBは、消費税の導入に伴い予想外のインフレ傾向が生じた場合には、金融政策運営を見直す。さらに、金融市場に深刻な混乱がもたらされるような場合には、従来同様、中期的金融政策運営コースから離脱する選択肢を留保する。

(4) なお、94年中の季節調整済中央銀行通貨量の増加は、SNBの予想の下限に近い水準にとどまった。これは、予想を上回る物価の下落に伴い銀行券に対する需要が減退したほか、銀行の流動性資金需要も減少したためである。

## ◆ノルウェー、国民投票でEU加盟を否決

ノルウェーは、11月28日、EU(欧州連合)加盟の是非を問う国民投票が賛成47.8%、反対52.2%で否決され、政府は95年1月からのEU加盟を断念した(注)。また、欧州委員会もEU加盟をめぐる再交渉は実施しない旨発表しており、当面ノルウェーのEU加盟は見送られる見通し。

(注) 今回の国民投票は、憲法上は法的権限を持たず、国民に対する「諮問」としての位置付けで実施された。最終的な決定は議会での採決により下されるが、可決には議会の75%の賛成が必要であり、現在の議会勢力の下ではまず不可能とみられている。

## ◆オーストリア、フィンランド、スウェーデンの中央銀行、欧州通貨制度(EMS)参加文書に調印

95年1月1日よりEUに加盟したオーストリア、フィンランド、スウェーデンの中央銀行は、94年12月6日に開かれた欧州通貨機構(EMI)理事会において、欧州通貨制度(EMS)参加文書および短期通貨支援制度(注)に関する協定に調印(95年1月1日より発効)。なお、3か国の為替相場メカニズム(ERM)への参加については未定であり、各国の外貨準備(金およびドル)の20%をEMIに預託することによる公的ECUの創出等の義務は課されていない。

(注) 1970年に中央銀行協定によって創設された制度で、EU加盟国の一時的な国際収支の悪化に対するファイナンスを目的としている(74年以降利用されていない)。各中央銀行ごとに借り入れる権利と貸し付ける義務の枠が割り当てられている。期間は3か月(2回まで更新可)。EMSには、このほかにERMにおける介入のファイナンス手段としての超短期信用供与制度があるが、これはERM参加と同時に適用される扱い。

## ◆香港、LAF金利を引き上げ

香港金融庁は米国の公定歩合引き上げ(11月15日、引き上げ幅+0.75%)を受けて、11月16日、流動性調節ファシリティ(LAF)(注)金利を引き上げた(引き上げ幅+0.75%)。これに伴い、主力銀行(香港上海銀行、スタンダード・チャータード銀行等)では、21日よりプライムレートを0.75%引き上げた。

94年中のLAF金利引き上げは、5月、8月に続き3回目。

(注) 流動性調節ファシリティ(Liquidity Adjustment Facility)は、香港金融庁が、マーケット終了後に為替基金債・政庁債の現先によりオーバーナイトの資金供給・吸収を行う制度(92年6月8日導入)。

## 香港のLAFおよび預貸金金利の推移

(単位 年%)

	旧金利	新金利
L A F 金利 (ビッド/オファー)	(94年8月17日決定) 3.00/5.00	(94年11月16日決定) 3.75/5.75
市中金利	(94年8月22日実施)	(94年11月21日実施)
普通預金	3.00	3.75
定期預金(1か月)	4.25	5.00
プライムレート	7.75	8.50

### ◆シンガポールの大手銀行、貸出プライムレートを引き上げ

シンガポールの大手銀行であるユナイテッド・オーバーシーズ銀行は、11月18日、貸出プライムレートを0.5%引き上げた(5.75%→6.25%)。今次景気拡大局面では、本年1月(5.00%→5.50%)、8月(5.50%→5.75%)に続き3度目の引き上げ。

シンガポールでは昨年来2桁前後の高成長が持続しており、物価上昇率も同国としては高めに推移(94/7～9月+3.9%→94/10月+4.1%)していることから、シンガポール通貨庁でも物価抑制のためシンガポール・ドル高誘導等の引き締め策を維持している。

### ◆タイ、貸出プライムレートを引き上げ

タイの商業銀行では、景気拡大に伴うインフレ進行(10月のCPI前年比+5.8%<前年同期+3.4%>)を憂慮する中央銀行の預貸金利引

き上げ奨励を受けて、11月16日、貸出プライムレートを引き上げた(11.5%→11.75%)。

今回引き上げは年初来5回目、累計引き上げ幅は1.75%。

### ◆中国、中国農業発展銀行を設立

中国農業発展銀行が、11月19日、国家開発銀行と輸出入銀行(ともに94年4月設立)に続く第3番目の政策金融機関として設立され、業務を開始した。

同行は、①国による備蓄目的の農産物買い入れ資金の取り扱い、②食糧卸売業者に対する農産物買い入れ資金の貸付、③農業開発事業への低利融資、等を専門的に行う。初代行長には、朱元(49歳)が就任。なお、同行は、来年、外債発行および銀行を割当先とする債券発行を行うほか、一時的な資金不足の際には人民銀行からの借入も行う予定。同行の設立により、今般の金融制度改革で設立が予定されていた3つの政策金融機関が揃うことになる。